

中間貸借対照表（平成 18 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	6,326	預金	682,717
コールローン	89,481	コールマネー	23,000
有価証券	391,081	外国為替	6
貸出金	249,143	その他負債	8,913
外国為替	2,309	賞与引当金	96
その他資産	10,611	退職給付引当金	104
有形固定資産	431	役員退職慰労引当金	36
無形固定資産	1,283	負債の部 合計	714,874
繰延税金資産	533	（純資産の部）	
貸倒引当金	△182	資本金	25,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	950
		その他利益剰余金	950
		繰越利益剰余金	950
		株主資本 合計	40,950
		その他有価証券評価差額金	△4,287
		繰延ヘッジ損益	△518
		評価・換算差額等 合計	△4,805
		純資産の部 合計	36,144
資産の部 合計	751,018	負債及び純資産の部 合計	751,018

注

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、売買目的有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、~~その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）~~により行っております。なお、~~その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。~~
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 6年～18年
 - 動産 2年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職金支払に備えるため、当中間期末における要支給額を計上しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。共に、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
14. 支配株主に対する金銭債権総額 1 百万円
15. 支配株主に対する金銭債務総額 8 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,116 百万円
17. 貸出金のうち、延滞債権は 114 百万円であります。なお、延滞債権とは、未收利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 253 百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 367 百万円であります。なお、17. から 19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,997 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 23,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券 35,805 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 2,206 百万円、保証金敷金は 237 百万円であります。

21. 1株当たりの純資産額 72,288円41銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,037円46銭減少しております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	2,169	2,168	△0
合計	2,169	2,168	△0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
債券	228,796	224,121	△4,675
国債	161,023	156,660	△4,362
社債	67,773	67,460	△312
その他	158,652	157,872	△779
外国債券	151,634	150,860	△773
その他	7,018	7,011	△6
合計	387,449	381,993	△5,455

なお、上記の評価差額から、時価ヘッジに係る差額△1,192百万円、組込みデリバティブの区分処理に伴う振替額23百万円を差し引いた額△4,287百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

23. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券 証券投資信託	2,000

24. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,249百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,249百万円あります。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	3,596百万円
その他有価証券評価差額金	1,744
繰延ヘッジ損失	259
その他	312
繰延税金資産小計	5,913
評価性引当額	△5,298
繰延税金資産合計	614
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	81
繰延税金負債合計	81
繰延税金資産(負債)の純額	533百万円

26. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 36,662百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

27. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は10.52%であります。

中間損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	9,641
資金運用収益	5,991
(うち貸出金利息)	(2,087)
(うち有価証券利息配当金)	(3,678)
役務取引等収益	666
その他業務収益	2,979
その他経常収益	4
経常費用	9,051
資金調達費用	3,976
(うち預金利息)	(3,569)
役務取引等費用	541
その他業務費用	612
営業経費	3,878
その他経常費用	42
経常利益	590
税引前中間純利益	590
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	419
中間純利益	169

注.

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 338円14銭
3. 支配株主との取引による費用総額(営業取引以外) 114百万円